



令和8年4月8日
独立行政法人地域医療機能推進機構
本部内部統制・監査部

令和7年度 内部・外部通報制度の運用状況

地域医療機能推進機構では、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき通報制度を定め、職員等からの法令等違反行為に関する通報については、担当窓口（病院・本部・地区事務所）及び外部窓口（指定弁護士）を設置し、対応することとしています。

令和7年度における内部・外部通報制度の運用状況は、次のとおりです。

1. 通報件数の状況

		通報件数	内 訳	
			調査対象	非調査対象※
合 計		18	14	4
通報内訳	内部通報	16	12	4
	外部通報	2	2	0

※ 非調査対象については、通報者の了承を得たうえで、担当部署に回付した。

2. 調査対象の処理状況

		是正措置等を行ったもの	法令等違反に当たらないもの	調査中
合 計		7	5	2
通報内訳	内部通報	6	4	2
	外部通報	1	1	0